

（日本学生支援機構奨学金）

平成28年台風10号に係る災害救助法適用 地域の世帯の学生に対する奨学金について

日本学生支援機構奨学金緊急採用・応急採用を下記のとおり受け付けていますので、奨学金の貸与を希望する学生は申請を行ってください。

記

1 災害救助法適用日：災害救助法の適用地域

8月30日：【北海道】

帯広市 空知郡南富良野町 河東郡音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町
上川郡新得町・清水町 河西郡芽室町・中札内町・更別村
広尾郡大樹町・広尾町 中川郡幕別町・池田町・豊頃町・本別町
足寄郡足寄町・陸別町 十勝郡浦幌町

8月30日：【岩手県】

盛岡市 宮古市 久慈市 遠野市 釜石市 上閉伊郡大槌町・岩泉町
上閉伊郡田野畑村・普代村 九戸郡軽米町・野田村 二戸郡一戸町

2 対象学生

上記適用地域で災害に遭われた世帯の学生。

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭われた世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱う。

3 貸与始期・終期

(1) 緊急採用（第一種奨学金）

〔始期〕平成28年8月以降で申込者が希望する月

〔終期〕平成29年3月（被災により奨学金貸与の必要な状態が引き続き生じる場合には、1年ごとに「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより修業年限の終了月まで延長可能）

(2) 応急採用（第二種奨学金）

〔始期〕平成28年4月以降で申込者が希望する月

〔終期〕修業年限の終了月

4 提出書類

以下の申込先において配布している奨学金案内を参照のこと。

各種提出書類に加えて、被災証明書が必要となります。被災証明書が取得できない場合には、以下の申込先に相談してください。

5 申込先・提出先

各支援室学生支援・教務，理療科教員養成施設係

※ 筑波大学基金による緊急支援を検討していますので、別途お知らせします。
<https://futureship.sec.tsukuba.ac.jp/>

平成28年 9月 2日
学生部 学生生活課